

総務経済常任委員会会議記録（概要）

令和8年2月27日（金）

開 会（午前10時0分）

【議 事】

○議案第19号「所沢市議会の議員及び所沢市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

中井めぐみ委員

今回、公職選挙法施行令の一部改正により金額が引き上げられるが、この金額上昇の要因は物価高騰によるものか。

築地選挙管理委員会事務局次長

物価の変動が要因と認識しております。

中井めぐみ委員

この物価高騰に対して所沢市としてどれくらいの増額を見込んでいるのか。

築地選挙管理委員会事務局

改正による影響額といたしましては、市議会議員選挙の執行費については130万2,000円、市長選挙の執行費については10万9,0

次長

00円を見込んでおります。

**【質疑終結】**

**【意見】**なし

**【採決】**

議案第19号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休憩（午前10時2分）

（説明員交代）

再開（午前10時3分）

○議案第35号「所沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する  
条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

中井めぐみ委  
員

今回、補償基礎額を上げているが、消防作業に従事したことにより負傷等をした場合、従事者が従事できない期間の1日分の金額ということか。

古田危機管理  
担当参事

こちらにつきましては休業補償の部分に当たるのですが、怪我などにより休業する必要が生じた場合に、休業した日数に対して支給するものです。

これが基礎額に加えて扶養親族がいれば加算されているという形になります。

中井めぐみ委  
員

もし死亡されたり一生障害が残ったような場合は、どのように計算するのか。

青木危機管理  
監

今回の改正される基礎額に対しまして、例えば障害等が残った場合については、障害の重さによって、基礎額に掛ける何倍ですとか、そういった計算の中で補償をします。今回の改正についてはその基になる基礎額の部分ということで御理解いただければと思います。

中井めぐみ委員

議案資料ナンバー2の100ページにある新旧対照表の旧条文のうち、第5条第3項第1号の配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）という条文を削除しているが、なぜこの配偶者には加算がされなくなるのか。

古田危機管理担当参事

今回の所沢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い改正されたものでございます。その政令につきましては、令和7年12月に改正されました一般職の職員の給与に関する法律に規定されている俸給月額や、一般職の地方公務員の補償制度等を参考に定められておりまして、扶養手当もその際に改定されておりますので、それに従って改正するものでございます。

中井めぐみ委員

国のほうでそう決まったからということはあるかと思うが、なぜ加算の100円をなくしたのか。旧第5条第3項第2号から第6号に該当する方たちは残して、少し金額も加算されているという状況なのに、なぜ配偶者だけ加算がなくなるのか。

古田危機管理担当参事

先ほど説明いたしましたとおり、一般職の職員の給与に関する法律に従いまして政令が改正されましたので、それに伴うものです。

配偶者に対しての手当は減額になっていますが、22歳に達するお子

さんにつきましては383円から433円ということで、配偶者の手当が削減されて、お子さんのほうに厚くしているというような流れと同様なものでございます。

**【質疑終結】**

**【意見】なし**

**【採決】**

議案第35号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第37号「消防ポンプ自動車の取得について」

【補足説明】なし

【質 疑】

中井めぐみ委員

車両の更新年の16年を満了しているということだが、現在何年経過しているのか。

併せて、通常であれば満了までではなく、何年目くらいに更新しているものなのか。

古田危機管理担当参事

まず、現車両につきましては平成20年9月の登録でございますので、17年を経過しているものでございます。

消防用車両の安全基準について、消防車の使用期限は艤装メーカーが定め使用者に明示することが規定されておまして、各艤装メーカーでは、電装装置、各種部品の供給、修理対応年数により使用期限を15年としております。

本市では翌16年を更新時期としているものでございます。

中井めぐみ委員

現在17年目だが、何か不具合等は起こっていないのか。

古田危機管理担当参事

特に不具合はありません。

中井めぐみ委員 令和9年3月までに新しい車両に変えるという更新の期限が決まっていたと思うが、その期限のぎりぎりまでかかりそうなのか。

古田危機管理担当参事 期限につきましては、恐らく令和9年3月よりも早い段階で入っていますが、正確な月数につきましては、分かっていない状況でございます。

中井めぐみ委員 一度入札不調になったのは、恐らく納期が間に合わないということだったかと思うが、今回の納期で大丈夫だということが確認されているのか。

古田危機管理担当参事 そのとおりです。

植竹成年委員 これだけの年数を使用していたものを更新すると、議案資料ナンバー2に仕様として、車両形式や積載品等と書かれているが、おおむね2,500万円の費用をかけて新しく購入する車両はこれまでの車両と違いがあるのか。

古田危機管理 まず、これまで搭載、積載しているものにつきましては、消防庁の装

担当参事

備の基準に基づいた積載品ですので大きく変わることはないです。

しかし、ベースとなる車体のほうがモデルチェンジをいたしまして、環境性能や安全装置といった車体に関わる部分の性能の向上はありません。

末吉美帆子委員

6月に入札不調になっているが、納期が理由で入札に応募できないというその根本の理由と、それから納期を変更したという点について伺う。

古田危機管理担当参事

まず、ベースとなる車の車体部分ですが、先ほど申しましたとおりモデルチェンジがございまして、そもそもその発売自体が遅れてしまったということで、本来であれば夏頃に発売する予定が、11月に遅れてしましまして、そこから艀装メーカーが積載品を搭載しますと、3月までに納められないといった理由がありました。

また、バックオーダーがありますので、そうした部分を勘案して今年度の3月までには納車できなかったということでございます。

末吉美帆子委員

モデルチェンジという説明があったが、この間の物価高騰や原材料不足ということが様々な分野で言われているが、その影響はあるか。

古田危機管理担当参事

正確な情報を聞いているわけではございませんが、その可能性はあったものと考えます。

青木利幸委員 取引の相手方である埼玉消防機械株式会社との取引実績はあるのか。

古田危機管理 所沢市では取引実績はございません。

担当参事

青木利幸委員 これまで使用していた第9分団の車両はどのように処分されるのか。

古田危機管理 平成16年8月に消防庁より、消防車両等の適切な管理および処分についてという通知が出されておりました、不要車両の処理については適切に行うことが指示されております。

担当参事

売却などによりまして受取者が緊急車両を装って、進入禁止エリアへの進入であったり、テロ行為の恐れがありますので、所沢市といたしましては海外寄贈という形で処分する予定です。

**【質疑終結】**

**【意見】**なし

**【採決】**

議案第37号については、全会一致、可決すべきものと決する。

休憩（午前10時17分）

（説明員交代）

再 開 (午前10時18分)

○議案第21「所沢市行政手続条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

中井めぐみ委員

不利益処分とは具体的にどのようなものがあるのか。

齋藤経営企画課長

条例、規則に基づく不利益処分が対象となりまして、件数は155件ございます。主な例で申し上げますと、先日の議案質疑でも答弁いたしました。男女共同参画推進センターふらっとの施設の団体の登録の取消しや利用許可の取消しですとか、所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例の屋外燃焼行為の停止命令といったものがございます。

中井めぐみ委員

例えば、市内にある飲食店が食中毒を出した場合は該当しないのか。

齋藤経営企画課長

御質問された内容は、恐らく食品衛生法にかかるところだと思います。今回、御提案している条例は、法は対象外になりますので、法に基づく不利益処分は対象外でございます。

中井めぐみ委員

不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くということが追加されたと思うが、それはどういう意味か。

齋藤経営企画  
課長

不利益処分を行う際に、聴聞や弁明の機会の付与という意見を聞く場を設けなければいけないですけれども、これについて今までは、相手方の所在が不明な場合に、連絡、通知のしようがないので、一定期間、市役所やまちづくりセンターの掲示場で掲示することで通知がなされたものとみなしておりました。

今後は、わざわざ市役所等に事前に来なくても、インターネット上で誰でも見ることができますので、今回の条例改正の趣旨といたしましては、まずその処分を受ける対象の方が、処分そのものを受ける可能性があるということを知り得る可能性が広がります。

また、聴聞や弁明の機会の付与が与えられますので、そういった自分の意見や主張を述べる機会が与えられるといった意味で、処分を受ける側にとっても利益があるという改正になっております。

中井めぐみ委  
員

処分を受ける方に機会を与えるということも理解できるが、不利益処分がネットに出ることで、スクリーンショットをされたりして、いわゆるデジタルタトゥーのように残ってしまうために、ネットリンチのようなことが起きないのかを大変懸念している。それについて、どのように考えているのか。

齋藤経営企画

個人の名前が出てしまうということはそのとおりでございます。一方

課長

で、公示事項というものがございまして、その中で出すものというのは、その方の名前と聴聞が行われる期日や場所、聴聞に関する事務を所掌する役所側の連絡先、いつでもその通知をお渡しすることができるという状態にしていますということだけを公示するものになっております。

例えば、予定されている不利益処分の内容、根拠となる条例の条項、不利益処分の原因となる事実というものは公示をいたしません。どのような不利益処分が行われているかというところまでは公示をしませんので、一定の配慮がされていると考えております。

中井めぐみ委員

名前や聴聞する日とかは書いてあるけれども、不利益処分の内容は出ないということか。

齋藤経営企画課長

そのとおりです。

末吉美帆子委員

掲示場に掲示した場合は期日の2週間が終われば剥がしてなくなるとのことだが、今の話で言えば電子上であれば、例えばスクリーンショットを撮ったりすれば、それは当然残るし、掲示板も同様に写真を撮っておけば残るものではあるが、電子上の掲載は消えるのか。それとも残るのか。

齋藤経営企画  
課長

こちらのホームページは当然消すのですが、それを見られた方がスクリーンショットをして保存するというところまでは防げません。

**【質疑終結】**

**【意見】**

中井めぐみ委  
員

議案第21号「所沢市行政手続条例の一部を改正する条例制定について」日本共産党所沢市議団を代表し、反対の立場から意見を申し上げます。

本議案は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合の聴聞通知について、その方法として「不特定多数の者が閲覧できる状態に置くこと」と、「インターネットに表示すること」を明記するものです。

しかし、インターネット上での公示は、その性質上、情報が長期間にわたり保存・拡散される可能性を否定できません。一度公開された情報は、半永久的に検索・閲覧され得る状況に置かれ、本人の意思にかかわらず社会的評価に影響を及ぼすおそれがあります。とりわけ、不利益処分に関する情報が広く公開されることは、名誉や信用、さらには生業や私生活に重大な影響を与える危険性をはらんでいます。

行政手続の適正化・効率化は重要ですが、同時に、個人の権利利益の保護は最大限尊重されなければなりません。情報公開の範囲や方法について、当事者の権利侵害が生じないよう慎重な制度設計が求められますが、本改正案はその懸念を十分に払拭するものとは言えません。

以上の理由から議案第 2 1 号に反対します。

**【意見終結】**

**【採 決】**

議案第 2 1 号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべき  
ものと決する。

○議案第22号「所沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

中井めぐみ委員

本議案はデジタルの利用を拡大するものと思うが、第3条第2項に「当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。」と規定している内容について伺う。

堤デジタル戦略課長

安全措置についてですが、まずシステムに関しましては、その提供される各システム管理者のほうで、システムの安全性を担保するとともに、利用する側においても、利用者を制限して必要な範囲に応じてそのシステムを活用するという運用を行ってまいります。

中井めぐみ委員

先日の議案質疑の中で、市民の情報を見る人は制限するし、複数人でその情報について違うものを見られないようにするといった答弁をされたと思う。各システム管理者が担保すると今答弁があったが、それ以外に何か詳しく説明してほしい。

堤デジタル戦略課長

閲覧などシステムを操作する場合、そちらがログという形で記録されますので、そちらについて適正な利用であったかを確認するといった方法もございますので、中井委員から御質問いただいた対応もそうですし、

そういったログデータで利用履歴などの確認をして、適正に使用してまいります。

中井めぐみ委員

そのログを確認するというのは、何かが発生したときにもう一度見るのではなくて、1日に一度見るとか、そういうことは決まっているのか。

堤デジタル戦略課長

各システムによつての運用というものもあるかとは思いますが、毎日だとかそういうものではなく、定期的にはやるのですが、その対象をランダムにするなどして、コンスタントに確認していくといった形で対応してまいります。

植竹成年委員

議案資料ナンバー2の15ページに「電子情報処理組織を使用して、確認すべき事項に係る情報を入手することができる場合」と記載されているが、電子情報処理組織とはなにか。また、「確認すべき事項に係る情報」とはどのような情報か。

堤デジタル戦略課長

分かりやすい事例として登記事項が挙げられます。  
市役所へ手続きをする場合に、登記事項証明書を添付しなければならないという条例があるとします。その場合、今までであれば、その申請をされる方は、一度法務局へ行き登記事項証明書を有償で取得して、その証明書を持って市役所に来て、申請書と一緒にそれを添付して提出さ

れておりました。

それが今後、本条例を改正することによって、その登記事項証明書の添付を省略できるようになります。先ほどの情報というのは、その登記されている情報が対象になりまして、この場合、申請をされる方は、市役所に申請書だけを提出して、その登記事項証明書の添付は不要になります。

その代わりに、市役所がその登記情報をシステム上で閲覧して、その申請にかかる登記の内容をオンライン上で確認する仕組みができるようにするための条例改正でございます。

植竹成年委員

これまでのような形で法務局に行って、必要な証明書をもらうためにお金を払っていたものがなくなるということだが、データのみで手続きを行うということだから、今までの申請はもう一切受け付けなくなるのか。

堤デジタル戦略課長

できるようになるというものなので、今回の条例改正で直ちに全てが変わるということではなくて、この条例改正は土壌を整備するものでございます。

この改正をお認めいただいた後、これを元にそれぞれの手続きの所管において、今後この手続きについて、証明書の添付はなしでも受け付けるようにしようという整理がされたら、そこに関しては証明書添付

省略という運用もできるようになります。ただ、これもできる規定でございますので、申請者側が、自分はその証明書をつけて出しますよというのであれば、手続きはできますので強制するものではございません。

中井めぐみ委員

議案資料ナンバー２に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード」と書かれているが、これはマイナンバーカードの利用を拡大するものか。

堤デジタル戦略課長

電子申請をするときに個人番号カードに搭載されている電子証明書を本人の証明として使うという使い方なので、現時点でもできていることをここでも規定しているといったものになります。

また、個人番号カードの使い方の拡大ですが、ここで言っている添付省略のやり方の一つとして、本人確認をする場合に、個人番号カードを直接窓口を持ってきて見せることで、今までだったら証明書をつけていたものを、代わりに見せるだけでその添付に代えるといった使い方でもできるようになります。

中井めぐみ委員

マイナンバーカードがあることによって、できることが増えるとかそういう差はあるか。

堤デジタル戦略課長

今提示した事例はマイナンバーカードがあればできることになりますので、その一つの手段としてマイナンバーカードを使う方法もあるもの

になります。

中井めぐみ委員

デジタル化を進める理由の一つに、職員の負担を減らすということもあるかと思うが、窓口の利用が減ってしまい、窓口を担当する職員数が必要なくなっていくということで、窓口の人数も減ってしまうという懸念はないか。

堤デジタル戦略課長

窓口でやる業務量が減るのであれば、それに応じた窓口体制を整備していくものと考えますので、それに見合った人数にはなるかと思えます。

植竹成年委員

今回このような形で、手続きが紙でも、この電子情報処理組織を利用した方法でもいいということで、職員の負担が軽減されていくと思うが、このことによる担当課の窓口での職員の減少というものは今考えていないのか。

堤デジタル戦略課長

この条例改正により直ちに人数を減らすというところまでは想定しておりません。

植竹成年委員

マイナンバーカードを提示することによって、必要だった紙ベースの資料とかが添付不要になるわけだから、新たな情報開示または提示をマイナンバーカードを使って行わないという意味合いでよいのか。

堤デジタル戦  
略課長

マイナンバーカードに関しては、先ほど答弁したように、載っている情報を提示することや、そこに載せている電子証明書を使ってオンラインで本人確認をするといった使い方が基本になりますので、ここで関係ない情報を見られるように拡大するとか、そういった形のものではございません。

**【質疑終結】**

**【意 見】**

中井めぐみ委  
員

議案第22号「所沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について」、日本共産党所沢市議団を代表し、反対の立場から意見を申し上げます。

まず、この議案の趣旨である市民の利便性向上そのものを否定するものではありません。

しかし、利便性を優先し、デジタル利用の拡大をはかることは、個人情報情報の漏えいなど、情報セキュリティのリスクを上げることになります。情報セキュリティはどんなに守ろうとしてもリスクをゼロにすることはできません。

市民の権利保障、情報の安全確保が明確に示されないまま、拡大を前提とする枠組みを整備することには、賛成できません。

以上の理由から議案第22号に反対します。

**【意見終結】**

**【採 決】**

議案第22号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべき  
ものと決する。

休 憩（午前10時42分）

（説明員交代）

再 開（午前10時44分）

○議案第23号「所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第23号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第24号「所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

中井めぐみ委員

通勤手当は月の初めから勤務していないと支給されないと思う。例えば、4月20日から仕事を始めたら、4月分の交通費は支給されず、5月から全額支給されるという形になっていると思うが、これについては今後どうなっていくのか、現状の考えを伺う。

清水職員課長

御指摘の内容については令和8年度に改定を予定しているので、そちらで対応していきたいと考えています。

中井めぐみ委員

対応できるようにというのは、通勤手当について、通勤した日数に応じた換算をして支給することになるのか。

清水職員課長

まだ、国から内容の詳細が示されていませんが、それに合わせて対応していきたいと考えています。

【質疑終結】

【意 見】なし

【採 決】

議案第24号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと

決する。

○議案第25号「所沢市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部  
を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第25号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと  
決する。

○議案第26号「所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を  
改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

中井めぐみ委  
員

議案資料ナンバー2の39ページに派遣された方が従事する業務が記載されている。この加算が300円ということで、先日の議案質疑の中ではたとえ300円でも、20日間働けば6,000円の加算になるという答弁があったが、研修に行くと毒物等の立入検査や、人体に有害なガスの発生を伴う試験等の業務に毎日関わることになるのか。

清水職員課長

勤務の内容については調整中ですが、薬剤師として派遣されますので、それなりの回数は勤務することになるかと思います。

植竹成年委員

2名が研修派遣されることになると思うが、派遣される職員はある程度定められた期間、保健所で毎日働くというイメージでよいか。

清水職員課長

毎日、保健所に通うということで考えています。

植竹成年委員

試験等業務手当に該当する場合は300円の手当を払うが、手当に該当する業務を毎日やるというよりも、通常の保健所業務を行うというイメージでよいか。

清水職員課長

そのとおりです。

**【質疑終結】**

**【意見】**なし

**【採決】**

議案第26号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休憩（午前10時51分）

（説明員交代）

再開（午前10時54分）

○議案第27号「所沢市税条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

中井めぐみ委  
員

議案資料ナンバー2の45ページのうち、第11条の条文だが、これはインターネット、市役所及び各まちづくりセンターの掲示板、各公共施設のパソコンで公示送達の内容を見ることができるということが記載されているということか。

橋本市民税課  
長

基本的に行わなければならないのは、インターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くということが必須となります。その上で、市役所及びまちづくりセンターにある掲示場に掲示を行うか、もしくは市の事務所にパソコン等を設置して、画像による表示を閲覧させるということのどちらかで対応することとなります。

中井めぐみ委  
員

各自のパソコンでチェックすることはできないということか。

橋本市民税課  
長

市のホームページに掲載しますので、各自そちらを閲覧することは可能です。

中井めぐみ委員

先日の議案質疑でも答弁されていたが、掲載期間は7日間ということ  
でよろしいか。

橋本市民税課長

閲覧が可能となってから7日間経過した時点で到達という形になります  
ので、期間は7日間となります。

中井めぐみ委員

公示事項についてだが、民事訴訟や税金の通知等があるとのことだが、  
公示送達の際にどのような情報がインターネット上に掲載されるのか。

橋本市民税課長

通知については基本的には今までと同じで、納税通知書、賦課決定通  
知書、督促状や差し押さえに関する処分通知になります。

中井めぐみ委員

そのときに表示される内容はどのようなものなのか。

橋本市民税課長

公示事項につきましては、これまで送達すべき書類の名称ということ  
で、住所、氏名であったり、その処分の名称を掲載しておりましたが、  
今後はインターネットに掲載する関係がありますので、送達すべき書類  
を特定するために必要な情報というような形に変える予定でございま  
す。

ただ、具体的な内容につきましては、先日の議案質疑でも答弁したと

おり、国から通知や技術的助言があるものと考えておりますので、それらを踏まえた形としたいと考えており、国の助言等がなかったとしても、関係課と協議を行い、実際にこの書類の名称というものをどういう形にするかというのは検討していきます。

末吉美帆子委  
員

国からの通知に従って進めていくということは、この条例改正については、他の自治体も含めて同じようなことを行っていく、もしくは行わなければならないという理解でよいか。

橋本市民税課  
長

インターネットを通して、不特定多数の方の閲覧を可能にするという形につきましては、必須ですので、どこの自治体も一緒になります。ただ、公示事項の具体的な内容につきましては、国からの技術的助言があればそれに従いますが、仮になかった場合は、市のほうでプライバシーに配慮するという観点から検討をする形になります。

末吉美帆子委  
員

現状の中で、公示送達は何件くらいあるのか。

橋本市民税課  
長

令和6年度の実績では、市民税課が行った公示送達は72件であり、毎年同程度であります。

末吉美帆子委員

市民税課以外にもあるのか。

橋本市民税課長

資産税課や収税課も行っております。公示送達ということであれば、他の部署でもあると思われませんが、こちらについては全て把握はしておりません。

菅原財務部次長

資産税課では固定資産税・都市計画税納税通知書についての公示送達は54件であり、収税課の督促状の関係では1,883件となります。これはいずれも令和6年度の実績となります。

新井財務部長

補足いたしますと、今回の改正につきましては、所沢市税条例の改正となりますので、この条例改正を基に公示送達が何件という話ですと、今申し上げた件数でございます。全庁で考えますと、様々な部署でこういった処分の通知があるかと思しますので、それはそれぞれの担当部署で、しかるべき法律等に基づいて行われているものと考えております。

**【質疑終結】**

**【意見】**

中井めぐみ委員

議案第27号「所沢市税条例の一部を改正する条例制定について」、日本共産党所沢市議団を代表し、反対の立場から意見を申し上げます。

本議案は、公示送達の方法に、従来の裁判所や市の掲示場での掲示に

加え、インターネットを利用し、不特定多数の者が閲覧できる状態に置く方法などを新たに追加するものです。

公示送達は、通常の郵送や直接交付による送達が困難な場合に、手続の停滞を避けるための例外的な手段として位置づけられてきました。相手方の住所や居所が不明である場合など、やむを得ない場合に限り用いられる制度であるがゆえに、本来は慎重な運用が求められるものです。

今の質疑の中でもこれから検討という部分もありました。慎重な運用が求められる中、まだ内容がはっきり分からない上では、インターネット公示に伴う権利侵害の懸念を十分に払拭できたとは言えません。

以上の理由から議案第27号に反対します。

#### **【意見終結】**

#### **【採 決】**

議案第27号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前11時4分）

（説明員交代）

再 開（午前11時6分）

○議案第20号「所沢市産業振興ビジョン推進会議条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

中井めぐみ委員

所沢市産業振興ビジョン策定委員会条例を廃止するとあるが、その理由を教えてほしい。

石川産業振興課長

これまで産業振興ビジョン推進会議があり、そちらの知見を生かして一括して審議していただくために、所沢市産業振興ビジョン策定委員会条例を廃止するものでございます。

中井めぐみ委員

策定委員会がもう必要なくなったという理解でよろしいか。

石川産業振興課長

そのとおりでございます。

【質疑終結】

【意 見】なし

【採 決】

議案第20号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第31号「所沢市観光情報・物産館条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

大石健一委員  
長

この際、委員として質疑したいので、所沢市議会会議規則第116条第1項の規定により、副委員長と交代します。

長谷川礼奈副  
委員長

それでは、委員長の職務を行います。

大石健一委員

もともと、所沢市観光情報・物産館条例の制定については、当初から私は総務経済常任委員会に在籍しており、条例制定の最初の議案の時から開館時間を変更しようとして申し上げていた。5年間経過してやっと改正するとのことだが、この間の議論について説明してほしい。

村田商業観光  
課主幹

今回の条例改正につきましては、今年度開館時間の適正化について検討を行いました。昨年度、実証実験で開館時間の延長を行い、最も適正な時間というものを検討した結果、午前10時から午後6時までの開館時間が最も適正であると判断し、今回の提案をしました。

それ以前の令和3年度から令和5年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、適切なデータを収集できなかったため、令

和6年に検討したというところでございます。

大石健一委員

実証事業について、開館を午前9時から午前10時に、閉館を午後5時から午後6時にずらすことで、どのくらい客数や売上げが増えたのか説明してほしい。

村田商業観光

課主幹

現在、期間延長の実証実験のデータをもとに試算をしており、この変更により約700万円の売上げの上昇が見込まれるものとなっております。

大石健一委員

当初から時間を変えたほうが売上げは増えると申し上げていたが、5年経過してやっと分かっていただけだと思った。埼玉県河川と一緒に広場も管理していると思うが、例えば、午後8時までとして夜間にビアガーデンみたいなイベントをやっていこうとか、そういうことは今後指定管理者の裁量で自由にできるようになるのか。

村田商業観光

課主幹

現状におきましても、イベントなどの臨時的な取組につきましては、実施できるものとしています。

今後はデッキもできますので、積極的にそのような取組を進めていきたいと考えております。

長谷川礼奈副  
委員長

それでは、委員長と交代します。

末吉美帆子委  
員

開館時間が午前9時から午前10時に変更となるということだが、別の議案では窓口開庁について、その時間帯にどれくらいの来庁者がいるかの調査を行ったとの話があったが、現状の中で、午前9時から来館されている方の状況の調査は行ったのか。

村田商業観光  
課主幹

昨年度の実証実験の中で、午後5時から午後6時の来館者数は午前9時から午前10時と比較して約3倍となりますことから、1時間ずらすという判断に至りました。

末吉美帆子委  
員

午前9時から来館されるニーズはあるのか、それともないのかを教えてください。

村田商業観光  
課主幹

午前9時から午前10までの間での売上げは総売上げの2%程度であり、この時間帯での効果が少ないと判断したものでございます。

末吉美帆子委  
員

先ほど夜間でのイベントの話もあったが、例えば朝市みたいに早い時間帯にイベントを開催することも可能なのか。

村田商業観光

課主幹

そういったイベントを臨時的に開催することは可能です。

**【質疑終結】**

**【意見】**なし

**【採決】**

議案第31号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休憩（午前11時14分）

※休憩中に協議会を開催

再開（午前11時18分）

○所管事務調査事項の終了について

大石健一委員  
長

委員会の所管事務調査事項「第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略」  
の調査を終了することによろしいでしょうか。

(委員了承)

○所管事務調査事項の継続審査申出の件について

継続審査申出の件については、別紙3のとおり申出を行うことと決定した。

散 会 (午前11時19分)

## 総務経済常任委員会

令和8年2月27日(金)

開 会  午前 ・ 午後 10時 0分  
散 会  午前 ・ 午後 11時19分  
場 所 第1委員会室

委 員 長	大石健一	✓
副 委 員 長	長谷川礼奈	✓
委 員	末吉美帆子	✓
〃	中井めぐみ	✓
〃	植竹成年	✓
〃	青木利幸	✓
〃	入沢豊	✓
〃	石原昂	✓

議 長	粕谷不二夫	
-----	-------	--

●出席表

【総務経済常任委員会】 令和8年2月27日

説明員等			
部局	課	職名	氏名
危機管理監		危機管理監	青木 一圭
危機管理室		参事	古田 晃一
危機管理室		副主幹	黒川 敦
危機管理室		主査	高橋 真人
危機管理室		主査	松尾 唯
経営企画部		部長	鈴木 明彦
経営企画部		次長	並木 茂幸
経営企画部	経営企画課	課長	齋藤 伸宏
経営企画部	経営企画課	主幹	岩崎 智己
経営企画部	経営企画課	主査	神野 信
経営企画部	デジタル戦略課	課長	堤 健太郎
経営企画部	デジタル戦略課	主査	鹿島 慎一
総務部		部長	柳田 晃芳
総務部		次長	榎本 崇義
総務部	職員課	課長	清水 康雄
総務部	職員課	副主幹	富澤 博章
総務部	職員課	副主幹	石井 薫平
総務部	職員課	主査	平岡 正統
総務部	職員課	主査	下川原 敏弘
財務部		部長	新井 猛
財務部		次長	菅原 聖二
財務部	市民税課	課長	橋本 博史
財務部	市民税課	副主幹	村山 透
財務部	資産税課	課長	斉藤 邦彦
財務部	資産税課	主査	石川 英里
財務部	収税課	課長	近藤 敦志
財務部	収税課	主幹	青木 健太郎
産業経済部		部長	小池 純一
産業経済部		次長	吉川 泰央
産業経済部	産業振興課	課長	石川 純也
産業経済部	産業振興課	主査	安齊 克徳
産業経済部	産業振興課	主任	濱仲 拓巳
産業経済部	商業観光課	課長	松本 圭四郎
産業経済部	商業観光課	主幹	村田 貴紀
産業経済部	商業観光課	主査	相笠 豊
産業経済部	商業観光課	主任	徳原 麻妃
選挙管理委員会事務局		事務局長	古沢 淳子
選挙管理委員会事務局		次長	築地 将司
選挙管理委員会事務局		主査	西原 萩子

議会事務局			
部局	課	職名	氏名
議会事務局		主査	谷口 周
議会事務局		主任	入江 亮

所管事務調査事項 常任委員会継続審査申出表

令和 8 年第 2 回（2 月）定例会議

総務経済常任委員会

- 1 中核市
- 2 公民連携、官学連携
- 3 新所沢パルコ跡地の活用
- 4 旧庁舎と文化会館跡地の活用
- 5 農地・これからの農業
- 6 リノベーションまちづくり、まちづくり会社
- 7 狭山丘陵の魅力づくりとボールパーク